旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年11月25日						
発信課	環境部 清掃施設整備課						
担当者	増田 匡						
	電 話 25-9751 内線 5232						
連絡先	FAX 29-3977						
	E-mail seisoseibi@city.asahikawa.lg.jp						

	E-mail selsoseibl@city.asanikawa.ig.jp
分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	10月11日(月) ~ 12月29日(水)
発表項目 (行事名)	旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地の 公募について
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	※令和3年10月7日付けで行った報道依頼と同内容。公募期間が残り1か月余りとなり、改めて広く周知を図るため、再度報道依頼を行うもの。 〇本市の現最終処分場(廃棄物処分場)の埋立期限(令和12年3月)を見据え、次期一般廃棄物最終処分場の整備を円滑かつ着実に進めるため、建設候補地の公募を行っています。
	全設候補地の公募を17 うでいより。 〇公募期間 令和3年10月11日(月曜日)~令和3年12月29日(水曜日) 〇応募できる方 次のいずれかの方 ・応募地の土地所有者
	・応募地の位置する市民委員会又は町内会の長 〇応募できる土地の要件 ・旭川市内の土地 ・10 万平方メートル(10 ヘクタール)~20 万平方メートル(20 ヘクタール)の一体の土地
	・市街化区域以外に位置する土地・法令等による各種規制を受けていない土地・新処分場として土地利用及び売却することについて、土地所有者の同意又はその見込みがあること・応募の意向について、応募地の位置する市民委員会及び町内会に伝え
	ていること など ひ公募に関するその他詳細は、添付資料にて御確認ください。
添付資料	有 • 無
	※公募に係る資料を添付(公募要領、選定フロー、評価方法)
報道(取材)に当	
たってのお願い	
備考	

旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地公募要領

1 目的

旭川市次期一般廃棄物最終処分場(以下「新処分場」という。)の整備事業について、土地 所有者や地域住民の理解を得ながら円滑な推進を図るため、建設候補地の公募を行うことと し、その必要な事項を定める。

2 新処分場の概要

- (1) 施設概要 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定 による一般廃棄物最終処分場
- (2) 必要面積 100,000 ㎡以上 200,000 ㎡以下
- (3) 埋立容量 約640,000 ㎡ (最大)
- (4) 構造形式 オープン型**
 - ※構造形式は、建設候補地の形状、地質等を考慮し最終的に決定する。
- (5) 埋立期間 令和12年4月1日から令和27年3月31日までの15年間(予定)
- (6) 埋立対象物 焼却灰、燃やせないごみ、粗大ごみ、不燃残さ等

3 応募地要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 旭川市内に位置し、面積が 100,000 m以上 200,000 m以下の一体の土地であること。ただし、次の区域等は除く。
 - ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による市街化区域
 - イ 森林法(昭和26年法律第249号)の規定による国有林及び保安林
 - ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定による史跡、名勝及び天然記念物 の指定区域
 - エ 河川法 (昭和39年法律第167号) の規定による河川区域
 - オ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の規定による宅地造成工事規制区域
 - カ 土砂災害ハザードマップによる土砂災害警戒区域等
 - キ 洪水ハザードマップによる規制区域、雪崩危険箇所及び飲料水源への影響のおそれ のある上流域
 - ク 既に高度で代替のない土地利用がなされている区域
 - ケ環境緑地保護地区等
- (2) 旭川市暴力団排除条例(平成26年旭川市条例第16号)第2条第1号に規定する暴力 団、同条第2号に規定する暴力団員及び第7条に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力 団等」という。)が所有する土地でないこと。
- (3) 公募期間の初日以降に、暴力団等から所有権が移転された土地でないこと。
- (4) 新処分場としての土地の利用及び売却について、応募地の全ての土地所有者の同意を得ていること、又はその見込みがあること。
- (5) 新処分場の建設候補地として応募することについて、応募地の位置する町内会及び市民委員会に対し、その旨を伝えていること。

4 応募者資格

建設候補地の応募ができる者は、次に掲げるいずれかとする。

- (1) 応募地の全部又は一部の土地所有者(個人,法人は問わない。土地所有者が複数の場合は、その代表者とする。)
- (2) 応募地の位置する町内会又は市民委員会の長(応募地が複数の町内会等にまたがる場合は、その全ての長とする。※連名による応募とする。)

5 応募方法

応募申請は、次に掲げる書類を持参又は郵送で提出することにより行うこととする。

- (1) 旭川市一般廃棄物最終処分場建設候補地応募申請書(様式1)
- (2) 土地所有者に係る同意状況表 (様式2)
- (3) 応募地が位置する市民委員会及び町内会への応募意向伝達状況表(様式3)
- (4) 誓約書(様式4)
- (5) 位置図(縮尺 1/5000 程度で応募地の位置が確認できるもの。任意様式)及び現況写真 (敷地全景,複数枚可)
- (6) 登記事項証明書及び公図(地積測量図)の写し

6 公募期間

令和3年10月11日(月)から令和3年12月29日(水)までとする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで、郵送の場合は、公募期限(令和3年12月29日)必着とする。

7 提出・問合せ先

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 旭川市役所総合庁舎8階 旭川市環境部清掃施設整備課 電話番号 0166-25-9751

電子メールアドレス seisoseibi@city.asahikawa.lg.jp

8 建設候補地の選定等

(1) 申請のあった応募地について、廃棄物処理施設整備に係る調整会議(両副市長、関係部局の長で構成)において、次の手順及び方法により順位付けを行い、最高位となった応募地を建設候補地として選定する。

ア 応募内容が本要領で定める内容と適合するか否かを確認する。

- イ 温室効果ガス, 生活環境, 自然環境, 建設維持管理, 法令規制, 環境教育・跡地利用 及び用地の項目について, 別に定める評価方法により応募地ごとの定量的な評価を行い 一定の基準(別に示す選定フローの選定段階2の基準)を満たすか否かを確認する。
- ウ 上記の基準を満たした応募地について、定性的な事項(事業の実現性、実施の難易度、関連する計画・施策との整合等)を評価(以下「定性評価」という。)し、順位付けを行う。

なお、定性評価において、新処分場の建設候補地には適さないと判断した応募地については、順位付けの対象としない。

(2) 市は、前項の順位付けを行ったときは、応募者全員に対し、当該応募者の応募地の順位

(前項イの確認の結果,一定の基準を満たさず順位が付かなかった応募地及び前項ウの順位付けの対象としなかった応募地については,その旨と理由)を文書により通知するとともに,公募の結果を公表する。

公表する内容は、応募地の住所、面積及び順位(順位が付かなかった応募地については、その旨と理由)とし、その方法は、市のホームページへの掲載とする。

また、公表時期については、令和4年2月(予定)とする。

(3) 市は、建設候補地として選定した応募地の応募者、土地所有者及び応募地の位置する町内会や市民委員会(以下「応募者等」という。)と、新処分場の整備に向けて協議を行う。なお、市は、応募者等との協議において、本事業に同意を得ることができず、事業進捗の見込みがないと判断したときは、協議を取り止め、建設候補地の選定を取り消すこととする。この場合、次位の応募地を建設候補地として新たに選定することができることとする。

9 留意事項等

(1) 応募地の面積にかかわらず、市は基本計画で決定した新処分場整備に必要な面積を取得するものとする。

また、用地の売買価格については、不動産の客観的価値となる不動産鑑定評価額をもとに、適正に算出することとする。

- (2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の規定による農用地、民法(明治29年法律第89号)の規定による地上権の設定がされた土地など、新処分場の整備に当たり一定の整理や手続を要する土地については、定性評価の結果、順位付けの対象としない(建設候補地として選定しない)場合がある。
- (3) 提出された応募申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、当該応募については、無効とする。また、応募地の順位付け後に虚偽が判明したときは、当該応募を無効とし、それ以降の応募地の順位を繰り上げることとする。
- (4) 応募を取り下げるときは、応募取下げ書(様式5)に必要事項を記入の上、提出すること。なお、8 建設候補地の選定等(2)の公募結果の公表後は、取り下げることができない。
- (5) 応募申請書等は、本要領で定める目的以外に使用しない。また、提出された応募申請書等については、原則、返却しない。
- (6) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

10 整備スケジュール

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9~R11 年度	R12 年度
候補 地域	地選定, 協議	基本	計画	設	計	建設工事	新処分場 稼働開始

令和 年 月 日

(ほか

者)

(宛先) 旭川市長

(応募申請者)

住所

氏名 法人・団体にあっては名称及び 代表者の役職並びに氏名

旭川市一般廃棄物最終処分場建設候補地応募申請書

旭川市一般廃棄物最終処分場の建設候補地について、次のとおり応募いたします。

1 応募均	他の概要		
(1) 住	所	(ほか	筆)
(2) 面	積	平方メ	ートル

- (4) 土地所有者の同意状況土地所有者に係る同意状況表(様式2)を参照
- (5) 応募地が位置する市民委員会及び町内会への応募意向伝達状況 応募地が位置する市民委員会及び町内会への応募意向伝達状況表(様式3)を参照

2 添付書類

(3) 所有者

- (1) 土地所有者に係る同意状況表 (様式2)
- (2) 応募地が位置する市民委員会及び町内会への応募意向伝達状況表 (様式3)
- (3) 誓約書(様式4)
- (4) 位置図 (縮尺 1/5000 程度で応募地の位置が確認できるもの。任意様式) 及び現況写真 (敷地全景, 複数枚可)
- (5) 登記事項証明書及び公図(地積測量図)の写し

(受付番号)	(受付印)

土地所有者に係る同意状況表

M.	土地の表示			= + *	自亲 化 泡		
No.	地 番	地	籍	- 所 有 者	同意状況		
			m²	住所	□ 協議し、同意を得ている。 □ 条件次第で同意の見込み		
				氏名	(具体的な条件・状況:)		
			2	住所	□ 協議し、同意を得ている。		
			m²	氏名	□ 条件次第で同意の見込み (具体的な条件・状況:)		
			m²	住所	□ 協議し、同意を得ている。 - □ 条件次第で同意の見込み		
			111	氏名	(具体的な条件・状況:)		
		m²	22	住所	□ 協議し、同意を得ている。 □ 条件次第で同意の見込み		
			111	氏名	(具体的な条件・状況:)		
			m²	住所	□ 協議し、同意を得ている。 - □ 条件次第で同意の見込み		
		m	氏名	(具体的な条件・状況:			
		m²	m^2	住所	□ 協議し、同意を得ている。 □ 条件次第で同意の見込み		
			111	氏名	(具体的な条件・状況:		

※欄が不足する場合は、行の追加またはコピーしてお使いください。 ※該当する箇所にチェックを入れてください。

応募地が位置する市民委員会及び町内会への応募意向伝達状況表

1	市民委員	会
---	------	---

巾氏安貝宏	『 大安貝云							
名称								
代表者役職・氏名								
	□ 総会	□会長	□役員(全員・一部)	□左記以外の住民(概ね 人/軒/割)				
	□ 役員会	□会長	□役員(全員・一部)					
伝達方法・範囲	□ 戸別訪問	□会長	□役員(全員・一部)	□左記以外の住民(概ね 人/軒/割)				
	□電話	□会長	□役員(全員・一部)	□左記以外の住民(概ね 人/軒/割)				
	□ その他の方法 ()	□会長	□役員(全員・一部)	□左記以外の住民(概ね 人/軒/割)				
※該当する箇所にチェックを入れてください。(複数可)								
その他特記事項 (あれば)								

※複数の市民委員会に伝達した場合は、コピーしてお使いください。

	_		
2	Шт	ᇄ	\sim
_	町	ľY	쯔

名称						
代表者役職・氏名						
	□ 総会	□会長	□役員(全員·一部)	□左記以外の住民(概ね 人/軒/割)		
	□ 役員会	□会長	□役員(全員・一部)			
伝達方法・範囲	□ 戸別訪問	□会長	□役員(全員・一部)	□左記以外の住民 (概ね 人/軒/割)		
	□ 電話	□会長	□役員(全員・一部)	□左記以外の住民(概ね 人/軒/割)		
	□ その他の方法()	□会長	□役員(全員・一部)	□左記以外の住民(概ね 人/軒/割)		
※該当する箇所にチェックを入れてください。(複数可)						
その他特記事項 (あれば)						

※複数の町内会に伝達した場合は、コピーしてお使いください。

誓約書

旭川市一般廃棄物最終処分場の建設候補地の応募に当たり、次のとおり誓約いたします。

- 1 応募申請書に記載した応募地の住所,面積,所有者,同意状況,その他全ての記載事項の内容に間違いありません。
- 2 応募地は,旭川市暴力団排除条例(平成26年旭川市条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団, 同条第2号に規定する暴力団員及び第7条に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団等」という。) が所有する土地ではありません。
- 3 応募地は、公募期間の初日以降に暴力団等から所有権が移転された土地ではありません。
- 4 応募申請書に記載した情報を、公的機関(北海道、旭川市、警察等)の求めに応じて提供することに 同意します。
- 5 応募地の住所,面積等の情報を旭川市ホームページ等で公表することに同意します。

署名年月日 令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

(応募申請者)

住所

氏名 法人・団体にあっては名称及び 代表者の役職並びに氏名 ※必ず自署してください。

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

(提出者)

住所

氏名 法人・団体にあっては名称及び 代表者の役職並びに氏名 ※応募申請書と同一者を記入

旭川市一般廃棄物最終処分場建設候補地応募取下げ書

令和 年 月 日付けで旭川市一般廃棄物最終処分場の建設候補地に応募しましたが、次のと おり応募を取り下げます。

1 応募地の概要

(1)	住 所	(ほか 筆)
(2)	面積	平方メートル
(3)	所有者	(ほか 者)

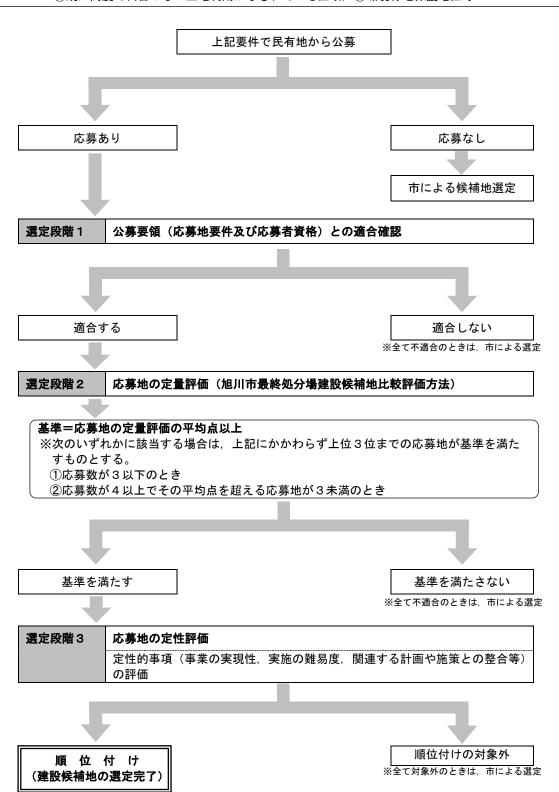
2 応募取下げの理由

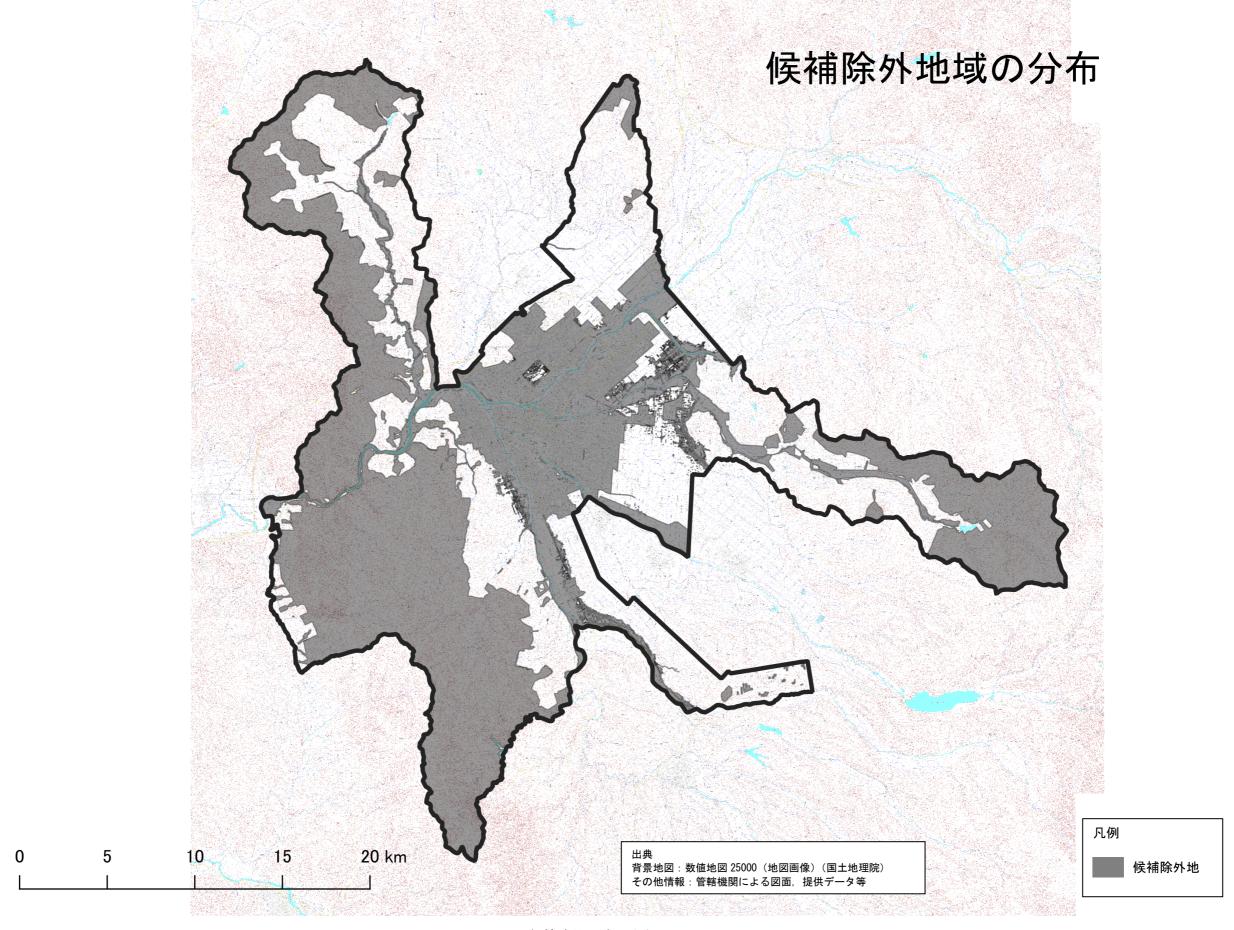
旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地の選定フロー

《要件》

旭川市内に位置する面積が 100,000 ㎡以上 200,000 ㎡以下の一体の土地で、次の区域等を除く。

- ※除外地域=①市街化区域, ②国有林及び保安林, ③史跡, 名勝及び天然記念物の指定区域,
 - ④河川区域, ⑤宅地造成工事規制区域, ⑥土砂災害警戒区域等,
 - ⑦洪水ハザードマップによる規制区域、雪崩危険箇所及び飲料水源への影響のおそれのある上流域、
 - ⑧既に高度で代替のない土地利用がなされている区域, ⑨環境緑地保護地区等





評価方法

	評価項目	評価方法			
大項目 (配点)	小項目 (配点)	日間四クプム			
温室効果ガス (10 点)	温室効果 ガス 発生量 (10 点) 工事中(廃棄物運搬車両由来,工事現場 由来)/供用中(収集運搬車両由来,重 機由来,浸出水処理施設由来)	温室効果ガス発生量を相対値に変換 [※] した上で,0 ※相対値に変換:変数/平均値	. 05 ずつに区切って 10 程度の評価ランクで評価		
	住宅との距離・住宅数 (4点)	A:500m以内に住宅がない	B:500m以内に住宅が少ない	C:500m以内に住宅が多い	
	公共施設等(学校・病院等)との距離・施設数 ^{注1)} (4点)	A:500m以内に公共施設がない	B:500m以内に公共施設が少ない	C:500m以内に公共施設が多い	
生活環境 (20 点)	搬入道路周辺住宅数(4点)	A:搬入道路(公道~施設)に接する住宅がない	B:搬入道路(公道〜施設)に接する住宅が 少ない	C:搬入道路(公道〜施設)に接する住宅が多い	
	1km 圏内の廃棄物処理施設等の有無(4点)	A:1km 以内に施設がない	B:1km以内に1施設あり	C: 1km 以内に 2 施設以上あり	
	住居系用途地域との距離 ^{注2)} (4点)	A:住居系用途地域から 500m 超	B:住居系用途地域から 250~500m	C:住居系用途地域から 250m 以内	
	自然の改変度(5点)	A:候補地内の植生自然度 1~3	B:候補地内の植生自然度 4~6	C: 候補地内の植生自然度 7~10	
自然環境	植生,動物等への影響(5点)	A: 候補地内に貴重な動植物の生息が確認されていない B: 候補地内に貴重な動植物の生息が確認されている			
(20 点)	河川類型(5 点)	A:下流側河川の河川類型 B B:下流側河川の河川類型 A		頁型 A	
	農業水源との距離 (5 点)	A:下流側 3km 以内に取水口がない	B:下流側1~3kmに取水口あり	C:下流側 1km 以内に取水口あり	
建設維持管理 (20点)	建設維持 管理費 (20 点)	建設維持管理費を相対値に変換 [※] した上で,0.05 ずつに区切って 10 程度の評価ランクで評価 ※相対値に変換:変数/平均値			
法令規制 (10 点)	法令規制地(10 点)	A:特別な規制がない	B:軽微な手続きを要する規制がある (法規制ランク A:市街化調整区域,農地・採草 放牧地等)	C: 手間のかかる手続きを要する規制がある (法規制ランクB: 民有林, 農用地区域等)	
環境教育・	アクセス性 (5 点)	A: 市街地から 5km 以内	B: 市街地から 5~10km	C: 市街地から 10km 超	
跡地利用 (10 点)	利用の多様化可能性(5点)	A:10ha×1.4以上の平坦地が確保できる	B: 10ha×1.2~1.4の平坦地が確保できる	C: 10ha×1.0~1.2 の平坦地が確保できる	
用地	土地利用状況(5点)	A: 荒地	B:山林	C: 農地	
(10 点)	用地取得の容易性(5点)	A:公有地	B: 私有地 (地権者が少ない)	C: 私有地(地権者が多い)	

注 1) 指導要綱における「原則として、文教施設、医療福祉施設から概ね 500 メートル以上離れていること」を準用。

注 2) 指導要綱における「原則として住居系用途地域から概ね 500 メートル以上離れていること」を準用。

注3)「多い」「少ない」など定量的な評価基準を定めていない項目は、評価値の分布状況を勘案して相対的な基準を設定します。